

地 福 第 2424 号
令和5年12月21日

関係各位

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長
(公 印 省 略)

「神奈川県再犯防止推進計画〔第2期〕（素案）」に関する意見の募集
について（依頼）

本県の再犯防止の推進につきましては、日頃格別の御尽力をいただき 厚く
お礼申し上げます。

さて、このたび標記計画の素案を作成し、別紙のとおり意見募集を実施する
こととしましたので、御意見等ございましたら、任意の様式により提出してく
ださるようお願いいたします。

○パブリック・コメントの実施に関するホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/pub/c8237501.html>

○意見募集期間

令和5年12月22日（金）から令和6年1月22日（月）まで

問合せ先

地域福祉グループ 河合

電 話 (045) 210-4750 (直通)

ファクシミリ (045) 210-8874

E-mail chiikifukushi-g@pref.kanagawa.lg.jp



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

概要版

神奈川県再犯防止推進計画 [第2期] (素案)

[2024(令和6)年度～2028(令和10)年度]

ご意見の募集期間 令和5年12月22日(金)～令和6年1月22日(月)

平成31年3月に策定した「神奈川県再犯防止推進計画」では、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を促進することを基本目標に、再犯防止等に関する施策を推進してまいりました。

策定した計画が令和5年度をもって計画期間を満了することから、現行計画の趣旨を継承しつつ、令和5年3月に閣議決定された国第二次再犯防止推進計画の内容や現行計画の成果や課題等を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの「神奈川県再犯防止推進計画 [第2期] (素案)」を作成しました。

つきましては、県民の皆様から改定計画素案に関するご意見を募集します。

改定計画素案は、県ホームページでご覧いただけるほか、県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び県保健福祉事務所等でご覧いただけます。

県ホームページ

神奈川県再犯防止推進計画

検索



計画の概要

1 計画の基本目標

第2期計画では、第1期計画を継承し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することにより、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を促進することを目標とします。

2 計画の性格

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する計画です。

本計画において、同法第2条第2項の定義により、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

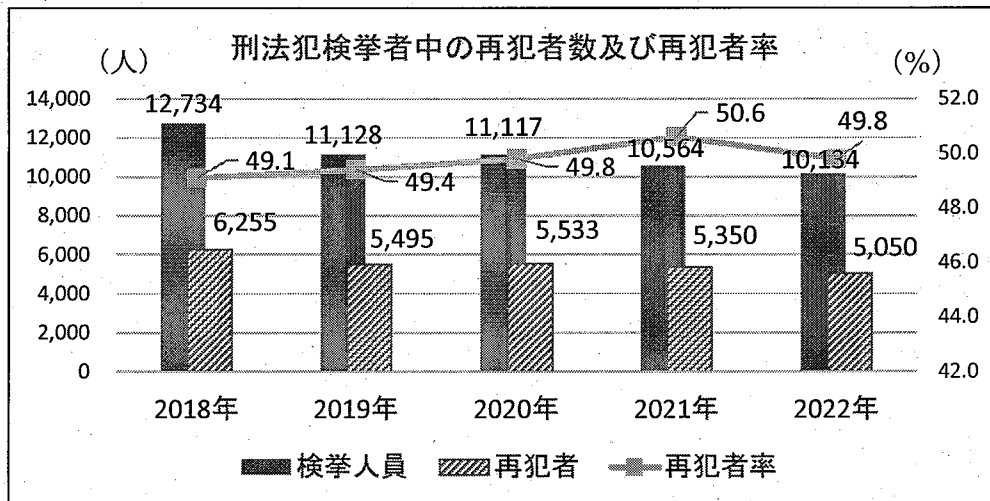
3 計画の期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

本県における再犯防止を取り巻く状況

本県における再犯者数の推移

刑法犯により検挙された再犯者数は、減少傾向にありますが、それを上回るペースで検挙人員数も減少し続けています。そのため、検挙人員に占める再犯者数の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、神奈川県における2022（令和4）年の再犯者率は49.8%という状況にあります。



注1 法務省調べによる。

注2 再犯者率は、検挙人員のうちの再犯者の割合。

計画における施策の展開

(1) 就労・住居の確保

○ 就労の確保

○ 住居の確保

就労と適切な帰住先の確保に取り組むことにより、刑事施設等を出所した者の生活基盤の安定を推進します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

○ 高齢者又は障害のある者等への支援

○ 薬物依存の問題を抱える者への支援等

高齢者又は障害のあること等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる者に対して必要な福祉的支援に結び付けることで犯罪等の常習化防止を図ります。また、薬物事犯者やその家族に対して適切な治療・支援を提供できるよう保健・医療機関等の整備などの薬物依存症からの回復に向けた取組を進めます。

(3) 非行の防止等

○ 非行の防止等

非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返すことがないように少年を取り巻く環境を整備していくことで少年たちの健全育成を図ります。

(4) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

○ 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

ストーカー・DV加害者や窃盗犯など、その特性に配慮した支援・指導を実施する必要性がある者に対して、犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援の実施を推進します。

(5) 民間協力者の活動の促進等

○ 民間協力者の活動の促進及び連携

○ 広報・啓発活動の推進

地域における再犯防止の推進を支える保護司等の民間協力者の活動を促進するため、人材確保につながる支援や功績に対する表彰を実施します。また、県内の様々な犯罪予防活動や啓発活動に対する支援を実施し、再犯防止の取組に対する地域の理解を促進します。

(6) 市町村への支援とネットワークの構築

○ 市町村への支援とネットワークの構築

市町村に対する再犯防止等に関する取組の理解促進や市町村と民間団体、国機関との域内のネットワーク構築に取り組むことで、地域社会における支援連携体制の強化を図ります。

「神奈川県再犯防止推進計画〔第2期〕(素案)」に関するご意見

ご意見の募集期間 令和6年1月22日(月)まで

ご意見は、このページをそのままご利用いただくか、「神奈川県再犯防止推進計画(素案)について」と明記して、神奈川県地域福祉課あて、次のいずれかの方法でお寄せください。

郵送で	〒231-8588 神奈川県地域福祉課地域福祉グループ (所在地の記載は不要です。また、意見募集期間最終日までの消印のあるものを有効とします。手話を撮影したDVDによる意見提出も可能です。)
県ホームページから	地域福祉課お問い合わせフォーム https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=5960&accessFrom=null
ファクシミリで	045-210-8874

※ いただいたご意見への個別の回答はいたしません。県の考え方を内容ごとに整理した上で、計画への反映状況を県のホームページにて公表します。

(ご意見をお書きください。)